

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年10月20日(2016.10.20)

【公表番号】特表2015-534114(P2015-534114A)

【公表日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2015-074

【出願番号】特願2015-531666(P2015-531666)

【国際特許分類】

G 0 9 C 1/00 (2006.01)

【F I】

G 0 9 C 1/00 6 6 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月30日(2016.8.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第2輝度ダイナミックレンジに対する輝度を有する第2画像から第1輝度ダイナミックレンジに対する輝度を有する第1画像を導出するように用意される画像変換装置であって、第1及び第2輝度ダイナミックレンジのうち一方は、他方の少なくとも2倍の大きさであり、前記導出は、少なくとも1つの予め定められたマッピング・アルゴリズムを適用することによる第1画像のピクセルの輝度への第2画像中のピクセルの輝度のトーン・マッピングを有し、前記画像変換装置は、

第2画像を有するデータ供給システムに対する入力、

前記少なくとも1つの予め定められたマッピング・アルゴリズム・データを受信するための保護データ入力、及び

ネットワークを介したサーバの制御の下で前記予め定められたマッピング・アルゴリズム・データへのアクセスを管理するように用意される制御ユニット、
を有する、画像変換装置。

【請求項2】

前記制御ユニットが、第1画像のディスプレイ上でのレンダリングの時間の前の予め定められた時間インターバルにおいて前記データ保護入力を介して前記少なくとも1つの予め定められたマッピング・アルゴリズム・データを取得するように用意される、請求項1に記載の画像変換装置。

【請求項3】

前記予め定められた時間インターバルは数秒である、請求項2に記載の画像変換装置。

【請求項4】

前記制御ユニットが、少なくとも第2画像の特徴を識別するコンテンツ識別データを前記サーバに送信するように用意される、請求項1から請求項3のいずれか一項に記載の画像変換装置。

【請求項5】

前記制御ユニットが、前記画像変換装置又はHDRディスプレイの識別データを前記サーバに送信するように更に用意される、請求項4に記載の画像変換装置。

【請求項6】

前記制御ユニットが、暗号化された態様でメモリに前記少なくとも1つの予め定められ

たマッピング・アルゴリズム・データを記憶するように用意される、請求項1から請求項5のいずれか一項に記載の画像変換装置。

【請求項7】

前記制御ユニットが、第1画像のユーザから特徴情報を取得するように用意される、請求項1から請求項6のいずれか一項に記載の画像変換装置。

【請求項8】

前記特徴情報は、少なくとも個人コードまたは生体データを含む、請求項7に記載の画像変換装置。

【請求項9】

予め定められたマッピング・アルゴリズム・データを供給するサーバであって、当該サーバは、請求項1から請求項8のいずれか一項に記載の画像変換装置から開かれたデータ接続を受信し、第2画像が認証されたかをテストする、前記画像変換装置から送信されたコンテンツ識別データに基づくテストを実行し、それに基づいて、前記画像変換装置に前記予め定められたマッピング・アルゴリズム・データを供給するように用意される、サーバ。

【請求項10】

特に、前記画像変換装置が認証された装置であるかどうかについての更なるテストを実行するように用意される、請求項9に記載の、予め定められたマッピング・アルゴリズム・データを供給するサーバ。

【請求項11】

前記予め定められたマッピング・アルゴリズム・データの部分的情報の前記画像変換装置との通信を維持するように用意される、請求項9または請求項10に記載の、予め定められたマッピング・アルゴリズム・データを供給するサーバ。

【請求項12】

第2画像、画像変換装置、第1画像をレンダリングするための接続されたHDRディスプレイ、前記HDRディスプレイの周囲の光学特性、および、前記画像変換装置のユーザの少なくとも1つの態様に関する情報を前記画像変換装置から受信し、それから、もしあれば、どの予め定められたマッピング・アルゴリズム・データを前記画像変換装置に送信すべきかを決定するように用意される、請求項9または請求項11に記載の、予め定められたマッピング・アルゴリズム・データを供給するサーバ。

【請求項13】

第2輝度ダイナミックレンジに対する輝度の第2画像から第1輝度ダイナミックレンジに対する輝度の第1画像を導出する方法であって、第1及び第2輝度ダイナミックレンジのうち一方は、他方の少なくとも2倍の大きさであり、前記導出は、少なくとも1つの予め定められたマッピング・アルゴリズムを適用することによる第1画像のピクセルの輝度への第2画像中のピクセルの輝度のトーン・マッピングを有し、当該方法は、

第2画像をデータ供給システムから取得し、

ネットワークを介したサーバの制御の下で保護データ入力を介して取得される前記予め定められたマッピング・アルゴリズム・データへのアクセスを管理する、方法。

【請求項14】

第1画像のディスプレイ上でレンダリングの時間の前の予め定められた時間インターバルにおいてサーバへのネットワーク上の専用のセキュアな接続を行う、請求項13に記載の、第1画像を導出する方法。

【請求項15】

第1画像をレンダリングする場所における制御ユニットが、前記サーバに第2画像を識別するコンテンツ識別データを送信する、請求項14に記載の、第1画像を導出する方法。

【請求項16】

第2画像中のコンテンツのオーナーの制御の下で予め定められたマッピング・アルゴリズム・データへのアクセスを管理するように用意される制御ユニットを有する画像変換装

置に接続可能な予め定められたマッピング・アルゴリズム・データのソースにより、第2輝度ダイナミックレンジのディスプレイ上のレンダリングのためにグレーディングされた第2画像を、第2輝度ダイナミックレンジのディスプレイ上のレンダリングのためにグレーディングされた第1画像へと変換するための予め定められたマッピング・アルゴリズム・データを供給する方法であって、前記ソースにより実行される当該方法は、前記画像変換装置が許可された第2画像を使用しているかをテストし、肯定的な確認の下に、前記予め定められたマッピング・アルゴリズム・データを前記画像変換装置に送信する、方法。